



特集 平成29年度の主な税制改正

法人税関係

1. 所得拡大促進税制の見直し

- ① 大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します（税額控除は前年度からの増加分について12%（改正前10%））。

（注）平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ったとしても、一人当たり平均賃上げ率が2%未満の大企業は本制度の適用除外となります。

- ② 中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します（税額控除は前年度からの増加分について22%（改正前10%））。

（注）一人当たり平均の賃上げ率が2%未満の場合でも、従前の控除額が維持されます。

【改正の適用時期】

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

2. 中小企業投資促進税制の拡充等

- ① 中小企業経営強化税制の創設

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にある法人の指定事業の用に供した場合には、その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却と、その取得価額の7%（特定中小企業者等にあっては10%）の税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、税額控除による控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間の繰越ができます。

- ② 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制について、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限が2年（平成31年3月31日まで）延長されました。

3. その他の法人課税の改正（主なもの）

- ① 企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能とします（改正前は最大3ヶ月後まで）。
- ② 中小企業者等に係る軽減税率の特例（年800万円以下の所得金額について15%の軽減税率を適用する特例）の適用期限を2年延長することとなりました。
- ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が2年（平成31年3月31日まで）延長されました。
- ④ 協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払いを受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額とする措置を講ずることとなりました。

【池浦】

・・・資産税関係・・・

事業承継税制の見直し

非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税義務猶予制度について、中小企業経営者の高齢化に早期かつ計画的な事業承継を促進するための見直しがされました。

【具体例】

1. 災害時等の雇用確保要件(注)等の緩和

① 災害による資産の被害が大きい会社、②従業員が多くが属する事業所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件が緩和されました。

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間平均で贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保する事をいいます。

2. 雇用確保要件の計算方法の見直し

従業員の少ない小規模事業者に配慮し、維持すべき従業員数(贈与時等の従業員×80%)の計算上、端数を切り捨てることになりました。

3. 相続時精算課税制度との併用が可能になりました

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、後に認定を取り消された場合でも高額な贈与税負担が発生するリスクを軽減するため、相続時精算課税制度の適用を可能とし生前贈与を行いやすくなりました。

(経済産業省による次のイメージ図を参照)

(参考4) 贈与税納税猶予取消時の負担軽減措置(相続時精算課税制度との併用)

○贈与税の納税猶予の適用を受けても、認定が取り消された場合に高額の贈与税負担が発生するリスクが存在。相続時精算課税制度との併用を認めることにより、リスクの軽減を図る。

【事例】・総議決権株式数10000株、1株30000円、株価総額3億円。
・先代経営者は株式全体の2/3(2億円)を保有しており、後継者に当該株式の全株を移転する。その他の資産なし。
・相続人は後継者1名のみ。

①【相続により自社株式を取得した場合】



②【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合】(現行制度)



③【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合(相続時精算課税制度との併用を認める場合)】



※納付税額は、先代経営者の息子が後継者になることを前提に算出。(利子税は考慮外)
※親族外承継の場合、親族外の後継者には相続税額の2割に相当する金額が加算される。また、贈与税額も高くなるケースがある。



【改正の適用時期】

平成29年1月1日以後に相続又は遺贈若しくは贈与により取得する財産にかかる相続又は贈与について適用するとともに所要の経過措置が講じられます。

【照井】

・・・個人所得税関係・・・

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

個人所得税改革の第一弾として、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。配偶者控除の廃止や夫婦控除の創設が取り沙汰されましたが、次の改正となりました。

1. 配偶者控除について

- ①合計所得金額が1,000万円超の納税者については適用なし。
- ②合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は控除額が逡減される。

2. 配偶者特別控除について

- ①対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（改正前38万円超76万円未満）に改正。
- ②納税者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は控除額が逡減される（1,000万円超の場合は改正前も改正後も配偶者特別控除の適用なし）。

表に示すと次のとおりとなります。

配偶者の合計所得金額	配偶者控除額		配偶者特別控除額
	配偶者70歳未満	配偶者70歳以上	
38万円以下	38万円	48万円	0円
38万円超85万円以下	0円	0円	38万円
85万円超123万円以下 (実際は8階層に区分)	0円	0円	36万円～3万円 (実際は8階層に区分)

(注) 納税義務者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合はそれぞれ控除額が逡減されます。

【改正の適用時期】

平成30年分以後の所得税について適用されます。

【高橋】

・・・社会福祉法人関係・・・

平成29年4月より社会福祉法の一部を改正する法律が施行（一部は平成28年4月施行）され、社会福祉法人の皆様は対応に大変ご苦労された事と思います。当事務所でも経理規程や決算書類作成について微力ながらご支援させて頂きましたが、経理規程について下記の不備や改定漏れが多く見受けられましたので、今一度ご確認される事をお勧めします。

- ・ 勘定科目一覧（別表1）について、平成28年11月11日発出「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項」の改正通知において、一部の勘定科目が追加されていますが、該当する勘定科目を追加されていますか。
- ・ 予算承認機関と、基本財産の取得・処分の承認機関は、定款に定める機関と一致していますか。
- ・ 随意契約の範囲について、平成29年3月29日発出「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」通知により、随意契約によることができる予定価額の基準が1,000万円を超えない額（会計監査人非設置法人の場合）とされましたが、経理規程の見直しについて検討されましたか。

また、平成29年4月27日に指導監査実施要綱が制定され、法人運営と法人が経営する施設及び事業について特に大きな問題のない場合は、一般監査実施の周期が3年に1回となりました。

その中で、専門家（公認会計士、税理士など）からの支援を受けている法人についての、一般監査実施の周期延長（4年又は5年に1回）や指導監査事項のうち「会計管理」の省略について、適用条件が明確化されました。

当事務所と顧問契約頂いている法人様につきましても、所定の条件を満たせば監査周期延長（4年に1回）と監査項目の省略が期待できます。適用条件に対応するべく体制の整備をしていきますので、該当する法人の皆様には色々とお願ひすることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【島山】

・・・法定相続情報証明制度・・・

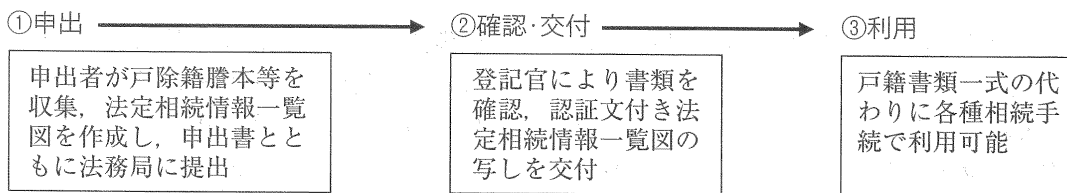
法務省は相続に係る不動産登記を促進するため、「法定相続情報証明制度」を創設し、5月29日から施行されています。

この制度は、不動産登記や被相続人の預金の解約、保険金の請求など複数の手続きを並行して進めやすくなり、時間の短縮につながると見込まれています。

通常は、その都度戸籍書類一式を用意する必要がありますが、今後は法務局で一定の手続きをすることで、無料で必要な分だけ取得できる「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を各種相続手続きで利用できるようになりました。

ただし、今のところ金融機関ではこの制度に対応するかはそれぞれの判断によるということです。この制度の利便性を高めるため、審査基準をそろえたりするなど金融機関など関係者の協力も必要になりそうです。

●「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」の入手、利用の流れ



【宮】

オーガニックフェスタ in いわて 2017

今年も農業・環境・福祉をテーマとした「オーガニックフェスタ in いわて 2017」が9月9日（土）、10日（日）に八幡平焼走り国際交流村にて開催されます。ゲストはミュージシャンでもあり環境活動家でもある喜納昌吉さんほか、多数。キャンプもできる楽しいいっぱいイベントです。興味のある方はぜひご参加ください。詳しくは <http://oraganet.com> をご覧ください。

【きずな事業部担当：日野 TEL090-3230-1439】

～スタッフ紹介～ 新たなスタッフが加わりました

立花 祐太 (たちばな ゆうた)

①プロフィール

昭和62年生まれ。滝沢市出身。平成29年3月1日当事務所入所。

②趣味

釣り

③ひとこと

人との出会いを日々大切にし、1日も早く知識を深め、より良い仕事ができるように頑張ります。よろしくお 願いします。

＜納期の特例のお知らせ＞

「源泉所得税の納期の特例」が認められている関与先の皆様の納付期限が近付いております。今回は1月から6月に支給した給与や支払った報酬から控除した源泉所得税の納付となります。納付期限は平成29年7月10日（月）となっております。納付をお忘れないようにお願いいたします。

【千葉】

☆☆☆あとかぎ☆☆☆

夕方、近くの公民館からさんさ踊りの練習をする音が聞こえてくる季節になりました。「盛岡さんさ踊り」は昭和53年に第1回を開催して以来、今年で40回目を迎えるそうです。今年も8月1日から4日まで開催されます。それに先立ち、7月25日にはさんさ踊り発祥の地といわれる三ツ石神社に、まつり期間中の安全と成功を祈願してさんさ踊りが奉納されます。今年はさんさ踊りの歴史などを少し調べてみてからさんさ踊りを楽しみたいと思っています。

【千葉】